○外務省告示第四百一号

平成二十八年十月五日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六千万円

3　署名者

日本側　大久保武パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長

世界食糧計画側　ダニエラ・オーウェン西岸・ガザ事務所代表

平成二十八年十月十八日

○農林水産省告示第二千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県松阪市飯高町蓮字水越三四一の一、三四一の二〇、三四一の二一、三四一の二五、三四一の二六、字奥ノ平三四二の二、三四二の四、三四二の二三、三四二の二五、飯高町森字飯盛山二二五七の一三、二二五七の一八、二二五七の二一、二二五七の四一、二二五七の四二、二二五七の五三、二二五七の六〇、二二五七の六一、二二五七の六八、字大名倉二四一四の一、二四一四の二、飯高町舟戸字向ヒ山二三一の四・二三一の五（以上二筆国有林）、二三一の一から二三一の三まで、字五輪二三六（次の図に示す部分に限る。）、二四一から二四四まで、二四七から二四九まで、二五三、二五四、字休場二三八、二三九の一、二四五、二四六、字不殿二五〇の一・二五二の一・二六四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五〇の二、二五一、二五二の二、二六五から二七〇まで、二六六の一、二六九の一、二六九の二、二七〇の一、字内住二八六の一七から二八六の一九まで（以上三筆国有林）、二五五、二五五の一、二五五の二、二五六、二八六の一から二八六の一四まで、二八六の一六、字大二木二五七から二六一まで、二五七の一、二六一の一、字梨谷二六二・二六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字敷の谷二七一・二七七の一・二七七の二・二七七の四・二七七の九・二七七の一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二七一の一、二七二から二七五まで、二七二の一、二七六の一から二七六の三まで、二七七の三、二七七の五から二七七の八まで、二八二の一、二八二の一〇から二八二の一九まで、字西谷二七八の一、二七八の二、字桜ヒリ二八五の四から二八五の一五まで（以上一二筆国有林）、二八五、二八五の一から二八五の三まで、飯高町草鹿野字高尾四一の一・四一の二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、飯高町青田字木屋谷一一二六の一（次の図に示す部分に限る。）、飯高町宮本字野止好一二二七の六三、一二二七の六四、一二二七の六六、一二二七の六七、一二二七の一四三、字湯谷一二五六（次の図に示す部分に限る。）、一二五二から一二五五まで、一二五二の一、一二五三の一、一二五三の二、一二五四の一、一二五七から一二五九まで、一二六〇の一、一二六一、一二六二、字時尾一二六四の七〇・一二六四の七三（以上二筆国有林）、一二六四の一・一二六四の九・一三一六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六三、一二六三の一から一二六三の五まで、一二六三の八、一二六三の一〇、一二六三の一一、一二六四の二から一二六四の四まで、一二六四の六、一二六四の一〇、一二六四の一二から一二六四の一四まで、一二六四の六二、一二六四の六六、一三一六の五七、一三一六の八三、飯高町富永字ホソノ九八〇の五（国有林）、九八〇の一、九八〇の三、九八〇の四、字木瀬七七八、七七八の一、飯高町赤桶字イヨ原滝ノ脇九三八、九三九、九四五、飯高町粟野字板取一二二二、一二二二の一〇、一二二二の一四、飯高町田引字岩井谷一四四五の五六、一四四五の五八、多気郡大台町神瀬字犬ケ定五六〇の一、五六五の一、五六六の一、五六六の三、五六七、五六九の一、五六九の三、五七〇の一、五七一、字小谷五七六の一、五七六の二、五七七の一、五八二の一、字狩ケ谷五八七、五八八、五九〇から五九三まで、字桑ケ谷五九四、五九五、五九七、五九八、六〇〇、六〇一、字起ケ谷六〇八から六一四まで、六一六、字大平六一七から六二〇まで、字橋ケ谷六二五から六三一から六三三まで、字近江ケ谷六三四の一から六三四の三まで、六三五から六三七まで、六四一、六四三、字矢立ケ谷六四四の一から六四四の一九まで、六四五、六四七、字山ノ谷六四八の一から六四八の七まで、六四九、六五〇、字葭ケ谷六五一、六五二の一から六五二の一一まで、字河内一小倉六五三から六五五まで、字河内細谷六五六から六五八まで、字河内柳谷六五九、六六〇、字河内銚子谷六六二、六六六、字葛籠谷六六七から六七二まで、字河内茂平谷六七三から六七七まで、字河内小裏ケ谷六七九、六八〇、六八二、字栃谷六八三、六八四の一から六八四の三まで、六八五、六九七の一から六九七の六まで、六九八の一から六九八の三まで、字兵衛谷七〇三、七〇四の一から七〇四の五まで、七〇五の一から七〇五の四まで、字杉谷七〇六の一から七〇六の一四まで、七〇七、七〇八の一、七〇八の二、七〇九から七一二まで、七一三の一から七一三の三まで、七一四から七一六まで、七一八の一、七一八の二、七一九、七二三の一、七二三の四、七二三の五、字七町田七四一の一から七四一の四まで、字釜塚七四六の一、下三瀬字滝ノ坪二三五の二、二三五の四、字大木通奥二四五、字大木通下二四七の一、二四七の二、字大ガン原二五一の一、二五一の二、二五一の四、字根木場二八三の一から二八三の三まで、下真手字奥山一二八四、一二八四の一、一二八四の一四、字カヤノ木谷一二八四の三、一二八四の四、一二八四の九、一二八四の一〇、字西谷一二八四の一一、字大久保一二八四の五から一二八四の八まで、一二八四の一三、字フロヤキ一二五四の一から一二五四の四まで、字長角一二五五、一二五五の一、一二五五の二、一二五六から一二六一まで、一二五八の一、一二五八の二、一二六〇の一から一二六〇の四まで、一二六一の一、茂原字東又六五三の四四、栗谷字滝又三一の一（次の図に示す部分に限る。）、三一の四から三一の一四まで、薗字イマル谷一一五〇の二、滝谷字雲母谷二九三の七一、大杉字薬師谷四四〇の一、四四一の一、四四二、四四二の一、四四三の一から四四三の四まで、四四四、四四六の一、明豆字熊ノ谷東四九三の一、四九三の三四から四九三の一一まで、四九三の一四から四九三の二〇まで、四九三の三〇から四九三の三三まで、四九三の五二、四九三の五三、字浪ノ草六〇五から六一三まで、六一四の一、六一四の二二から六一四の四九まで、大井字春日八五三の一（次の図に示す部分に限る。）、八五七の三〇、八五七の二〇二、久豆字七ケ所谷五五二の一、字脇谷五五三の一、字河原木屋谷五五五の一、江馬字後谷向五三七、五三八の一、五三八の二、五三九から五四一まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥ノ山一二八四の一・字滝又三一の一・字内住二八六の六・字桜ヒリ二八五の二・二八五の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県長崎市三川町四一の二・四二の口・四六の口の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四二のイ、西山一丁目四九七、四九八の一から四九八の三まで、五二三の一、五二三の二、五四〇の一から五四〇の六まで、五四九の一から五四九の八まで